

第2章 景観形成基準

3. 開発行為の基準（4エリア共通）

雑司が谷地域景観形成特別地区

土地利用

基準	ポイントと取り組み例
1. 周辺地域の土地利用との関係に配慮し、調和した計画とする。	
2. 事業地内のオープンスペースと周辺区域のオープンスペースとの連続性に配慮する。	
3. 事業地内に景観資源がある場合には、これを生かした計画とする。	【3-①】 土地の区画形質の変更によって同じ場所に景観資源を残すことができない場合は、移植等によって修景する。

造成

基準	ポイントと取り組み例
1. 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないように工夫する。	
2. 擁壁や法面は、緑化などにより圧迫感を軽減する。	<p>【2-①】 法面の勾配を緩やかにする、または段差をつける。</p> <p>【2-②】 擁壁に石材や緑化ブロックを使用し、周辺の街並みに調和させる。</p> <p>【2-③】 擁壁のコンクリート面をツル植物で覆い、緑化する。</p>

